六　前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認める者

第四条第五号中「電気工作物検査員」を「旧電気工作物検査員」に改める。

第四条の二第四号中「電気工作物検査員」を「旧電気工作物検査員」に改める。

第五条第四号中「電気工作物検査員」を「旧電気工作物検査員」に改める。

第六条第四号中「電気工作物検査員」を「旧電気工作物検査員」に改める。

第七条中第六項を第八項とし、同条第三項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　法第六十五条第三項の主務省令で定める溶接安全管理審査及び法第四十三条の三の十三第五項に規定する結果の通知について、事務規程で定めるべき事項は、次に掲げるものとする。

一　事業所の名称及びその事業所が溶接安全管理審査の業務を行う区域

二　溶接安全管理審査の業務を行う時間及び休日に関する事項

三　手数料の収納の方法に関する事項

四　溶接安全管理審査員の職務に関する事項

五　溶接安全管理審査員の選任及び解任並びにその配置に関する事項

六　溶接安全管理審査の実施の方法に関する事項

七　溶接安全管理審査に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

八　原子力規制委員会に対する溶接安全管理審査の結果の通知に関する事項

九　その他溶接安全管理審査の業務の実施に関し必要な事項

4　第三項各号の規程は、法第六十五第三項の主務省令で定める事務規程で定めるべき事項について準用する。この場合において、これらの規定中「溶接安全管理審査」とあるのは「定期安全管理審査」と、「溶接安全管理審査員」とあるのは「定期安全管理審査員」と、「第四十三条の三の十三第五項」とあるのは「法第四十三条の三の十六第六項において準用する法第四十三条の三の十三第五項」と読み替えるものとする。

様式四裏面を次のように改める。

裏　面

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条　原子力規制委員会、文部科学大臣、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者については第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における原子力規制委員会、国際規制物資使用者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については文部科学大臣とする。）に応じこの法律の規定、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2　原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の3の13第1項、第46条の2第1項、第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3　（略）

4　原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5～7　（略）

8　原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、必要があると認めるときは、機構に、第1項から第4項まで（国土交通大臣にあつては、第1項）の規定による立入検査、質問又は収去（以下「立入検査等」という。）を行わせることができる。

9・10　（略）

11　第8項の規定により機構の職員が立入検査等を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

12　第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第78条　次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号の同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一　第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号の同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第2項から第5項まで又は第13項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第81条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二　第78条第1号、第2号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第3号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第4号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第8号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の3から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の2から第27号の4まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）　1億円以下の罰金刑

三　第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条　各本条の罰金刑

（試験研究炉の用に供する原子炉等に係る独立行政法人原子力安全基盤機構の確認等に関する省令の一部改正）

第十八条　試験研究の用に供する原子炉等に係る独立行政法人原子力安全基盤機構の確認等の実施に関する省令（平成十五年文部科学省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「試験研究の用に供する原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するものを除く。）」を「特定試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）」に、「もの（発電の用に供するものを除く。）をいう。）」を「試験研究用等原子炉」に、「原子炉に係る旧原子炉設置者等」を「試験研究用等原子炉に係る旧試験研究用等原子炉設置者等」に改め、同条第二号中「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等」に改める。

第三条第四号中「電気工作物検査員（」を「旧電気工作物検査員（原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う経済産業省令・原子力規制委員会規則の整理等に関する命令（平成二十五年経済産業省令・原子力規制委員会規則第一号）第三条の規定による廃止前の」に、「者をいう。」を「電気工作物検査員をいう。」に改める。

第三条の二第六号中「電気工作物検査員」を「旧電気工作物検査員」に改める。

第三条の三第四号中「電気工作物検査員」を「旧電気工作物検査員」に改める。

第四条第四号中「電気工作物検査員」を「旧電気工作物検査員」に改める。